

2020年3月13日

医療関係者各位

日本メドトロニック株式会社
ダイアビータイス事業部

弊社製品に関する診療報酬改定及び施設基準に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

さて、掲題の件、2020年4月に診療報酬の改定が予定されています。弊社ダイアビータイス事業部の関連製品では、C152-2(持続血糖測定器加算)の算定について、別紙の通り、改定される予定です。

弊社は、これからもより高品質な製品供給、サービス提供を目指して一層の努力を重ねてまいりますので、引き続きご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【C152-2(持続血糖測定器加算)の算定に関する変更点】

- ① 2月に2回に限り算定が可能と追加されました。
- ② 間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器と、間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器について個別に表現され、以下の適用が追加されました*。

間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 膵全摘後の患者様が追加
間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 膵全摘後の患者様が追加 ■ 内因性インスリン分泌の欠乏(空腹時血清 C ペプチドが 0.5mg/ml 未満を示すものに限る。)を認め、低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2型糖尿病であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある患者様が追加

詳細は厚生労働省の告示にてご確認ください。

*「間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器」は弊社ミニメド640Gシステムならびにミニメド620Gシステムと連動するトランスミッタ、「間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合」はガーディアンコネクトが対象となります。

【C152-2(持続血糖測定器加算)の算定に関する施設基準】

間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合は、既に152-2(持続血糖測定器加算)にて施設基準の届出が受理されている施設であっても、別途届出が必要となります。2020年4月1日から算定を希望される場合は、4月20日までに厚生(支)局に提出をお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先

日本メドトロニック株式会社ダイアビータス事業部

事業部代表電話番号:03-6776-0019

出典

令和2年3月5日 厚生労働省告示第57号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)」

令和2年3月5日 保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)」

令和2年厚生労働省告示第59号「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」

使用目的又は効果、警告・禁忌を含む使用上の注意等の情報につきましては製品の添付文書をご参照ください

販売名:メドトロニック ミニメド 600 シリーズ

医療機器承認番号:22500BZX00369000

販売名:メドトロニック ガーディアン コネクト

医療機器承認番号:22900BZX00321000

DIB2003-06

©2020 Medtronic.